

御意見	御意見に対する回答
<p>1 農産物検査法施行規則第21条に規定される業務規定の内容のうち、同条第5項の農産物検査を行う所について、「年間を通じて農産物検査を行う場所に限る」とこととする改正案について、農産物検査を行う場所については、「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号)別紙8「広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」第1の1の1(1)の力において、検査場所に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))が広域登録機関の登録の申請書類として規定されている。</p> <p>これは、登録申請を受け付ける地方農政局長等が、その受付に当たり、申請機関が検査を行うおとする場所が平成13年3月14日農林水産省告示第333号(鑑定方法)の2に規定する鑑定の条件を満たすものであること及び当該機関が安定的に検査を行いうる権限を有するものであることを確認することを目的とした規程と解される。</p> <p>仮に、農産物検査法施行規則第21条第5項を案のとおり改正することに伴い、前記マニュアルについても同様の改正(検査場所に係る登録申請書類を年間を通じて農産物検査を行う場所に係る書類のみに限る)とした場合、登録申請受付時に、当該検査機関が検査を行う検査場所の一部について、上記のような確認ができず、適切な検査に実施に支障を来す可能性がある。</p> <p>また、仮に、施行規則の改正を行っても、前記マニュアルの改正を行わないこととすれば、改正案の趣旨である登録検査機関の事務負担の軽減の効果が著しく減殺されることとなる。よって、本改正は、適切な検査の実施への影響を踏まえて再度慎重に検討すべきと考える。</p>	<p>農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第21条第5号において「農産物検査を行う場所に関する事項」を業務規程に定めるべきとしている趣旨は、農産物検査を希望する生産者に対して、常に農産物検査を受検できる場所を明示させることにあります。</p> <p>このため、年間を通じて農産物検査を行う場所以外の、繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所等については、上記趣旨を踏まえ、今般業務規程に定めることなく検査場所とすることで、登録検査機関の業務規程の登録・変更に係る手続を必要最小限とし、事務負担を軽減することといたしました。</p> <p>これを踏まえ、御指摘の農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知)についても、申請に当たっては、年間を通じて農産物検査を行う場所に係る書類のみの提出を求める改正を行うこととします。一方で、検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要がありますので、この旨も明記することとします。</p> <p>農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>2 (報告方法の見直しに係る要望)</p> <p>今回の改正に対し、直接関係する事項ではないかとは思いますが、検査結果報告をとりまとめている自治体の担当者として、次の事務改善に向けての要望をいたします。</p> <p>現在、毎月、登録検査機関から提出されている農産物検査結果報告書を受付し、国の報告ソフトに入力していますが、検査繁忙期は膨大なデータ量となっています。これを、担当者が間違いないよう手入力し、データの確認を行う手間に、多くの時間が割かれています。</p> <p>この調査は、農産物全般に利用されている重要なデータとして各方面で活用されていますので、今後とも正確に迅速に実施することを期しています。</p> <p>更に、この際、検査機関からの報告を電子化し、各県での手入力作業を廃し、データを直接取り入れる方式が採用できたら、正確、素早い事務が行われると思います。</p> <p>現在、検査機関の一部と、以前からこの方式にできるか検討していますが、国のソフトへデータを自動的に書き込みする方法が分からず、頓挫している状況です。</p> <p>この機会に、是非、国におかれても、このような直接入力できるソフトの導入についてご検討いただければ、うれしいです。</p>	<p>今後とも、農産物検査関係事務の効率化に向けた検討を行ってまいります。</p>
<p>3 検査場所の新設で、繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所については、業務規程に規定することを要しないこととする改正案が提示されたことについて、以下の検討をお願いします。</p> <p>1 検査場所の環境要件(適正な検査・鑑定が出来る明るさ、広さ、有蓋)を明記する。</p> <p>2 農産物に有害な影響を及ぼさない衛生環境面(安全・安心)を明記する。 例えば農薬等(有害、異臭)が置かれている場所</p> <p>3 繁忙期に一定期間となっているが、毎年毎年秋だけに検査場所として利用されれば、恒常的な検査場所と実質的に同じとなるため、何らかの歯止めが必要です。</p>	<p>検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要がありますので、この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします。</p> <p>農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>

御意見	御意見に対する回答
<p>4 (検査場所追加時の業務規程変更について) 業務規程に検査場所を追加しなくても臨時であれば検査できる場合、登録検査機関の検査場所の把握が困難になり、検査場所検査の実施に支障が生じる。 また、その責任は検査機関にあるとは言え、検査場所の環境点検を前年度明文化し、様式まで作成したにもかかわらず、その場所を調査機関が把握できないのは論を俟たないものと考え(運用の形骸化)。 さらには、検査に適さない場所であっても検査実施せざるを得ない状況になる懸念も大きい(乱立を抑制する側面もあると思う)。 よって、検査場所の追加については、臨時であっても、従前どおり業務規程に記載し、届出を要すべきと考える。</p>	<p>農産物検査法(昭和26年法律第144号)第25条に基づく帳簿には、農産物検査を実施した検査場所を記載することとなっておりますので、検査場所が把握できなくなるということはありません。 また、検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要があります(この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします)。 さらに、本改正によって、「年間を通じて農産物検査を行う場所」以外で農産物検査を行うことが義務付けられるものではありません。申請があった場合でも、検査場所の衛生状況や登録検査機関の体制等を踏まえ、適正に農産物検査を実施できるかどうかは各登録検査機関で判断していただくこととなります。 農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>5 「繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所については、業務規程に規定することを要しないこと」とすると、業務規程に規定しない場所が増えてしまう。また、農家がどこでも検査してもよいと思いつ込み、検査員が混乱してしまう。</p>	
<p>6 農産物検査を行う場所に関する事項の明確化について 繁忙期に一定期間のみ検査を行う場所について業務規程に規程することを要しないとあるが、この規程を変更されると、変更を知った米農家から多数の庭先検査を求められることは必ずである。地方では広範囲の検査場所となり、移動時間も多くなり、検査に対してそれ程多くの時間はさけない。検査業務に対して多くの人員をあてる事が出来ず、個別に対応する事は不可能である。仮に規定外に袋数で受付を制限したとすると農家同士の不公平感も出る。環境点検実施簿も多数になり現場の意見としては、この改正には賛同しかねます。</p>	<p>本改正によって、「年間を通じて農産物検査を行う場所」以外で農産物検査を行うことが義務付けられるものではありません。申請があった場合でも、検査場所の衛生状況や登録検査機関の体制等を踏まえ、適正に農産物検査を実施できるかどうかは各登録検査機関で判断していただくこととなります。</p>

御意見	御意見に対する回答
<p>7 検査場所はこれまで同様、業務規定に定めた場所でのみ行うことを希望します。</p> <p>1、法20条の観点から、生産者から自宅倉庫での検査を求められた場合、断る正当な理由がなくなるため、検査現場が多くなり混乱する。また、遠方の生産者から自宅倉庫での検査を求められた場合、断ることができず、コスト(時間・金)増となる。</p> <p>2、昨年、検査場所の環境が適切に維持されているか確認を行う様、業務規定の改定を行っている。行政への届出の無い(確認されていない)場所で、食品を扱うことは問題があるのではないか。</p> <p>3、法25条の帳簿に検査場所を記録することになっているが、行政は検査場所の届出がなく、名称や住所が未確認の検査記録を報告されることは問題があるのではないか。以上</p>	<p>検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要があります(この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします)。</p> <p>また、本改正によって、「年間を通じて農産物検査を行う場所」以外で農産物検査を行うことが義務付けられるものではありません。申請があった場合でも、検査場所の衛生状況や登録検査機関の体制等を踏まえ、適正に農産物検査を実施できるかどうかは各登録検査機関で判断していただくこととなります。</p> <p>さらに、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第21条第5号において「農産物検査を行う場所に関する事項」を業務規程に定めるべきとしている趣旨は、農産物検査を希望する生産者に対して、常に農産物検査を受検できる場所を明示させることにあります。一方で、農産物検査法(昭和26年法律第144号)第25条に基づく帳簿への検査場所の記載の趣旨は、どこで農産物検査が実施されたか等を記録し、保存することによって、不適切な検査が発生したときなどの場合にも当該検査場所を把握できるようにしておくことにあります。</p> <p>このため、業務規程に定める検査場所と帳簿に記載する検査場所とは、その趣旨も異なるため、それぞれ必要な情報が記載されていればよいこととします。</p> <p>農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>8 検査場所に関する手続きについて</p> <p>◆ 繁忙期に一定期間のみ検査を行う場所についても、不適正な検査の防止の観点 から、業務規程に規定、又は適切な仕組みにして頂きたい。</p>	<p>検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要があります(この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします)。</p> <p>農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>9 検査場所に係る手続きについて:</p> <p>反対である。本来、「農産物の検査場所」というものはある一定の公共性が備わっているものであり、その公共性が農産物検査の信頼の一端を担っていると考える。</p> <p>その検査場所が各個人の作業場等で良いとなってしまうと、不適正な農産物検査(農産物検査前の等級印・日付印の押印や各補助金の根拠となる検査数量の水増し等)が横行してしまうのではないかと思う。また、台秤等の検査器具をどうするのかといったことや、検査事務には検査場所の入力項目もあることから、事務が更に煩雑化するおそれもある。</p>	<p>検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要があります(この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします)。</p> <p>また、本改正によって、「年間を通じて農産物検査を行う場所」以外で農産物検査を行うことが義務付けられるものではありません。申請があった場合でも、検査場所の衛生状況や登録検査機関の体制等を踏まえ、適正に農産物検査を実施できるかどうかは各登録検査機関で判断していただくこととなります。</p> <p>農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>10 改正の内容(1)につきましては、一部改正に賛成いたします。</p> <p>改正の内容(2)につきましては、検査場所については、生産者の庭先などを臨時の検査場所とする場合、現地にある設備や器具機材を使用して検査実施することも考えられることから環境点検及び器具機材の適正な管理が従来の検査場所よりも困難になることが予想される。仮に実際運用する場合、複数の生産者から個々に庭先での検査依頼があった場合、公平性を確保しながら検査請求を受理することが検査機関として適正に運営できるかも疑問である。さらに、生産者からすれば自分の庭先での検査を実施する検査機関及び業者に関するメリットが大きくなり、流通に対しても検査の利便性が考慮される結果となり、臨時の検査場所を追加することができる検査機関と追加をしない検査機関との間に不公平が発生すると考えられる。その為、検査場所については従来通りの業務規程に登録を必要とすることを要望いたします。</p>	<p>検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要があります(この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします)。</p> <p>また、本改正によって、「年間を通じて農産物検査を行う場所」以外で農産物検査を行うことが義務付けられるものではありません。申請があった場合でも、検査場所の衛生状況や登録検査機関の体制等を踏まえ、適正に農産物検査を実施できるかどうかは各登録検査機関で判断していただくこととなります。</p> <p>農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p>

御意見	御意見に対する回答
<p>11</p> <p>【施行規則関係】 ・適正な検査を行うには、荷捌きへの対応、明るさ、計量器等器具の具備、食品を扱う観点での衛生的環境といった、検査を実施する場所として適した場所であることが求められることから、検査場所として適切な要件について、国の要領等に規定のうえ、登録検査機関に指導すること。 ・また、特に繁忙期に臨時的に検査を実施した場所については、検査場所として適切な場所であったかどうか、行政による監査等により事後的に確認し、適切な要件を満たさない場合は指導を行う仕組みを措置すること。</p> <p>【その他】 袋詰め玄米及び精米への3点セット表示(年産・産地・品種)については、消費者からの信頼や円滑な流通に支障を来さないように、現行どおり農産物検査結果を根拠としたものに限ること。</p>	<p>【施行規則関係】について 検査場所については、これまでと同様、年間を通じて農産物検査を行う場所かどうかにかかわらず、適正な検査を実施するために検査場所の環境の適切な維持及び管理などの要件を満たす必要があります(この旨を農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)に明記することとします)。 また、農産物検査法(昭和26年法律第144号)第25条に基づく帳簿には、農産物検査を実施した検査場所を記載することとなっておりますので、引き続き、この帳簿を用いて検査場所を把握し、必要があれば、適切な措置をとることとしています。 農林水産省としても、登録検査機関における適切な農産物検査が実施されるよう、適切な制度の運用と改正の趣旨の周知徹底を図ってまいります。</p> <p>【その他】について 本改正には直接関係するものではありませんが、袋詰め玄米及び精米の表示要件については、農林水産省政策統括官が開催する「農産物規格・検査に関する懇談会」が平成31年3月29日に取りまとめた「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」において「産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。」とされたところであり、農林水産省としては、これを踏まえ必要な検討を行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>12</p> <p>検査場所については、登録検査機関の手続きを簡素化するため、年間を通じて検査を行う場所以外の、繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所については、業務規程に規定することを要しないとありますが、検査請求書の検査場所と生産者別検査結果記録表の検査場所の整合性はどうするのか。 また、移動検査場所について今後容認していくのか。</p>	<p>現在、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)において、検査請求書における検査場所を「業務規程に定める検査場所」に限定する趣旨の記載がありますので、本改正に伴い、当該基本要領について改正を行います。 また、生産者別検査結果記録表に関しては、農林水産省が要領等において定めているものではありませんので、本改正に伴う要領の改正と齟齬のないよう、適切に運用いただければと考えます。 また、農林水産省として、移動検査場所について何らか検討をしているという事実はありません。</p>
<p>13</p> <p>賛成しない。 繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所についても、その場での電子証明等のための処理をしないのであれば電子証明等のための処理は本来の事務所等(他年間を通じて農産物検査を行う場所)で行えるはずであるが、それが行えるのであれば(単に測定結果を記録し、本来の事務所等で流れ作業的に処理すればよいのではないかとと思われるのであるが。)、電子証明等はすべきではないかと考える。</p>	<p>本改正において、電子証明等を必ずしも求めないこととする趣旨は、登録検査機関が農産物検査の結果の報告に当たって、柔軟に電子申請を実施できるようにするためのものです。今後とも農産物検査関係事務の効率化に向けた検討を行ってまいります。</p>